

ひたちものづくりサロン会則（改訂1）

（名称）

第1条 本会は、ひたちものづくりサロン（略称：HMS。以下「本会」という。）と称し、平成23年10月1日より、その活動範囲の茨城県内広域化と更なる活性化を図るため、本会則に基づき新たな活動を展開する。その趣旨から、「ひたち＝日立＋常陸」と読み替え、県北から県央、県南ほか、更には県外からも積極的に会員を募るものとする。

（本会の目的）

第2条 本会は、ひたちものづくり協議会（以下「HMK」という。）の統括下にある実活動主体として存立し、茨城県内、更には県外をも含めた産学官金各界関係者（学生を含む。）の「出会いと相互連携の場」とする。地域に根差した産学官金連携に基づく地域活性化を目指し、新たな出会いを求めて集う会員相互の緊密な親睦と連携を通じて、地域経済の発展、更には広く社会に貢献することを目的とする。

（本会の活動）

第3条 本会は、前条の趣旨と目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）全会員を対象とした年次総会
- （2）産学官金連携に基づく当該目的を共有する会員で組織するグループ活動
- （3）ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）などを活用したバーチャル活動
- （4）SNSなどを活用して活動状況の紹介や広く会員を募るための広報活動

（会員の構成）

第4条 本会の会員は、次の3種をもって構成する。本会の会員は全員が対等の立場に立つものとし、上下関係はこれを排除する。

- （1）個人正会員
- （2）賛助会員の代表者（複数名可）

（個人正会員）

第5条 個人正会員は、本会の趣旨、目的に賛同した社会人あるいは学生で、役員会の承認を得た者とする。なお、平成23年3月31日までに本会の会員である者は本会の個人正会員の資格を有する。

（賛助会員）

第6条 賛助会員は、次の各号に該当する法人（企業および団体）で、本会への入会申請に基づき役員会の承認を得た法人とする。

- （1）本会の趣旨、目的に協賛し、本会の発展拡大に協力する法人
- （2）その他賛助会員として適当であると認められた法人

(準会員)

第7条

本条は削除する。

(役員及び顧問)

第8条 本会の運営の円滑化を目的として次のとおり役員、顧問を置く。

役員

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 代表幹事 1名
- (4) 幹事 若干名 (産、学、官より人選)
- (5) 各グループの代表者 (グループリーダー) 各グループ1名
- (6) 事務局長 1名

顧問 若干名

ただし、第4条に従い役員、顧問は一般会員との上下関係を規定するものではない。

(会長の任務)

第9条 会長は本会を統轄する。

(副会長の任務)

第10条 副会長は会長を補佐し、会長が任期途中にして止むを得ずその任務を遂行できない場合において会長の任を代行する。

(会長、副会長の選任及び任期)

第11条 会長、副会長は役員会で選任する。本会では、広く産業界のニーズ、デマンドを踏まえた運営を指向する。このため会長は「産」より、副会長は「産」「学」双方から各1名選出するものとする。

- 2 会長の任期は原則として2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 副会長の任期は、会長の補佐や会長交代時の円滑な引き継ぎなどに向けて総合的に考慮し、役員会に諮り個別に決定する。
- 4 会長または副会長が任期途中にして止むを得ずその任務を遂行できない場合においては、第1項の手続きにより新たに会長または副会長を選任する。ただしその任期は、前任者の残任期間とする。

(代表幹事の任務)

第12条 代表幹事は、役員会の招集と議事進行を担当するとともに会長、副会長を補佐し、会長、副会長がその任務を遂行できない場合は、一時的にその任務を代行する。

(代表幹事の任命及び任期)

第13条 代表幹事は会長の指名により任命される。

- 2 代表幹事の任期は、次期会長が選任されるまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 代表幹事が任期途中にして止むを得ずその任務を遂行できない場合においては、会長はこれに代えて新たに代表幹事を指名することができる。ただしその任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事の任務及び任期)

第14条 幹事は、個人正会員の中の産、学、官の各分野から会長の指名により偏在なく任命され、代表幹事とともに会長、副会長を補佐する。

- 2 幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 幹事が任期途中にして止むを得ずその任務を遂行できない場合においては、会長はこれに代えて新たに幹事を指名することができる。ただしその任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問の任務及び任期)

第15条 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べる。また、その経験から必要と認められた時に適切なアドバイスを行う。任期は特に定めない。

なお、会長、副会長が退任したときは、原則として顧問に就任する。

また、会長は必要に応じて個人正会員の中から顧問を任命することが出来る。

(事務局)

第16条 事務局は、茨城大学社会連携センター産学連携室に置き、同室長は本会の事務局長を兼務する。事務局は本会の円滑な運営に伴う庶務全般、第19条に規定するソーシャルメディアの管理及び第22条に規定する広報活動の支援を担当する。

(年次総会)

第17条 年次総会は、第4条に基づく全会員を対象とした議事を行う総会と、一般聴講者も交えた講演会、懇談会で構成するものとし、原則として毎年1回開催する。

なお、年次総会に関する事項は、役員会にて決定する。

(役員会)

第18条 役員会は、本会の運営方針、その他必要事項を審議決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長、代表幹事、幹事、各グループリーダー、事務局長をもって構成し、会長、代表幹事が必要に応じてこれを招集する。

(SNSの活用)

第19条 会員間のコミュニケーションを活性化するため、本会では積極的にSNSとして全会員のメールアドレスを登録したメーリングリスト（以下、「ML」とい

う。)を活用する。

- 2 ソーシャルメディアとしては、「フェイスブック」をそのプラットフォームとして採用し、その中に本会グループ専用の「グループ」を持つことを推奨する。
- 3 本会の全会員間のコミュニケーションの便に供するため、全会員のメールアドレスを登録したMLを運用する。
- 4 グループ内で独自にMLを運用する場合は、その管理は各グループが担当する。

(グループ活動)

第20条 各グループは、各グループを構成する会員から代表者（グループリーダー）を選出し、その方針に基づきグループ独自の活動を展開する。定期的な会合、懇談会などのリアルな活動に加えて、グループ毎にSNS活用などバーチャルな活動を併用することにより会員相互のコミュニケーション活性化を図る。

- 2 従来の本会グループは、今後も活動継続を希望するグループを除き、一旦解消する。ただし、SNSを活用したバーチャル活動として継続することを妨げない。
- 3 グループは、当該目的を共有する会員の自由意思に基づき新設、改廃することができる。新設、改廃に際し、グループリーダーは速やかにその旨を代表幹事に届け出るものとし、代表幹事は役員会、年次総会で報告する。

(グループリーダー会議)

第21条 各グループ固有の事項は各グループの自主運営に一任するが、グループ間にまたがる共通事項を審議、調整するためにグループリーダー会議を適宜開催する。

- 2 グループリーダー会議は、グループリーダーの依頼に基づき代表幹事の発議により開催される。
- 3 グループリーダー会議のメンバーは各グループリーダーと代表幹事、幹事とする。

(広報活動)

第22条 本会の正会員は等しく会員増強に協力するものとし、その為の広報活動の一翼を担う。

- 2 代表幹事、幹事、事務局は、SNSや広報媒体を通じて本会の活動事例紹介や会員増強への支援活動を兼務する。
- 3 広報活動の手段として、本会のホームページとメールマガジンを開設し、役員会の方針に基づき事務局の支援により運用する。

(入会金及び年会費)

第23条 個人正会員、賛助会員、准会員ともに入会金は無料とする。また、個人正会員、准会員の年会費は無料とする。

- 2 賛助会員の年会費は一口2万円とする。その納入に関する事項は別途定める。
- 3 会費の使途は、年次総会、講演会、各グループ活動支援、広報活動及び事務局運営に伴う諸経費などであり、事務局にて予算管理を行い、年次総会において会計報告を行うものとする。

(名簿)

第24条 会員名簿は会員間の相互連絡の便に供することを目的として、会員の事前承諾に基づき、氏名、所属、役職、連絡先（電話／FAX番号、メールアドレスなど）を記載する。会員名簿は原則として年に1回改訂し、年次総会などで紙媒体により発行する。全会員は個人情報保護の観点から名簿情報を当該目的以外に使用してはならない。

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(退会及び再入会)

第26条 会員で本会の目的にそぐわないと認められる者は、役員会の議を経て退会させることができる。

- 2 会員が死亡した場合は退会とする。
- 3 会員が退会を希望する場合は、会長にその旨を届ける。
- 4 連絡が困難になった者は役員会の議を経て退会させることができる。
- 5 退会した者で再入会を希望する者は、役員会の議を経て再入会することができる。

(休会)

第27条 会員が特別な事情により休会を希望する場合は、会長にその旨を届ける。

- 2 休会した者の特別な事情が除かれたときは、速やかにその旨を会長に届ける。

(会則の改廃)

第28条 この会則の改廃は、役員会の議により決定する。

附則

1. この会則は、平成23年7月12日に施行し、平成23年10月1日より実施する。

改訂1

平成26年9月29日：社会連携センター発足とHMK会則制定、施行による。